

## 夏季における議事堂内での服装について（令和２年度）

## 1 服装

議場内外とも上着及びネクタイの着用は議員各人の自由

## 2 実施期間

令和２年５月１日～令和２年１０月３１日

## 〔参考〕過去の決定状況

## 【平成１７年６月２日代表者会議】

温度設定は２８とし、本会議では、上着、ネクタイ着用、その他は議員各人の自由とする。  
議事堂での執行部、事務局職員もこれにならうこととする。  
この取り扱いで不都合が生じた際には、再度協議をする。

## 【平成１８年６月５日代表者会議】

６月議会については昨年どおりとし、問題があれば９月議会に間に合うように見直す。

## 【平成１８年８月１１日代表者会議】

９月議会もこれまでと同様に実施

## 【平成１９年５月３１日代表者会議、平成２０年５月２７日代表者会議】

前年度と同様に実施

## 【平成２１年５月２２日代表者会議】

本会議では、「上着着用、ネクタイ着用は自由」とし、その他は「議員各人の自由」とする。

## 【平成２２年５月２１日代表者会議、平成２３年５月１７日議長通知及び５月２３日代表者会議】

前年度と同様に実施

## 【平成２４年４月２０日議長通知及び５月１０日代表者会議】

上着及びネクタイの着用は議員各人の自由とする。

【平成２５年４月３０日議長通知及び５月９日代表者会議、平成２６年４月３０日議長通知及び５月９日代表者会議、平成２７年４月３０日各派世話人会、平成２８年４月２７日代表者会議、平成２９年４月２４日代表者会議、平成３０年５月１１日代表者会議、令和元年５月７日各派世話人会】  
前年度と同様に実施